（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

官庁
適格機関投資家、有権者申出方、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会、建設業の営業の停止命令、無縁墳墓等改葬、所在不明の建設コンサルタント関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
地方公共団体
職員の免職関係
会社その他

省　令

○厚生労働省令第十二号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第六条第二項及び第三項の規定に基づき、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月三十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「十二分の一」の下に「に普通調整係数を乗じて得た率」を、「との合計額」の下に「から特別調整控除額並びに算定政令第四条第二項及び第七条第二項の規定により算定された当該年度の当該後期高齢者医療広域連合に対する負担金の合計額（以下「高額医療費公費負担額」という。）を控除して得た額」を加え、「（以下「調整前調整対象需要額」という。）に調整係数」を「以下「補正前調整対象需要額」という。）に補正係数」に改め、同条第二項中「調整係数は」を「普通調整係数は」に、「（小数点以下第十一位未満は四捨五入するものとする。以下「補正前調整係数」という。）に補正係数を乗じて得た率（小数点以下第十一位未満は四捨五入するものとする。）」を「を基準として、毎年度、厚生労働大臣が定める率」に改め、同項第一号中「調整前調整対象需要額」を「各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前項第一号に掲げる額に十二分の一を乗じて得た額の合計額」に、「当該後期高齢者医療広域連合に係る」を「各後期高齢者医療広域連合に係る」に改め、「並びに算定政令第四条第二項及び第七条第二項の規定により算定された当該年度の当該後期高齢者医療広域連合に対する負担金」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前項第一号に掲げる額に十二分の一を乗じて得た額の合計額

三　第四条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同項第二号イを次のように改める。

イ　補正前調整対象需要額

第四条第三項第二号ロ中「に補正前調整係数を乗じて得た額」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の特別調整控除額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を第三号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。）とする。

一　第六条第四号から第九号までの規定により算定された当該年度の当該後期高齢者医療広域連合に係る特別調整交付金の額（同号に掲げる額については、第一項第一号及び第二号に掲げる額を基礎として算定された額に限る。）

二　第一項第一号に掲げる額に十二分の一に普通調整係数を乗じて得た率に後期高齢者負担率を加えた率を乗じて得た額と同項第二号に掲げる額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額から高額医療費公費負担額を控除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。次号において「控除前調整対象需要額」という。）から次条第一項各号に掲げる額の合計額を控除して得た額

三　控除前調整対象需要額

第五条第一項中「調整係数」を「補正係数」に改め、同項第一号中「の百分の五」を「に後期高齢者負担率を乗じて得た額から高額医療費公費負担額を控除して得た額の二分の一」に改める。

第六条第一項第一号中「調整前調整対象需要額」を「第四条第一項第一号に掲げる額に十二分の一に後期高齢者負担率を加えた率を乗じて得た額と同項第二号に掲げる額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。以下「調整前調整対象需要額」という。）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の規定は、平成二十四年度分の調整交付金から適用し、平成二十三年度分以前の調整交付金については、なお従前の例による。

○経済産業省令第七号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第十一条第三項及び第十一条の二第三項の規定に基づき、第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月三十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令（平成十二年通商産業省令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十三年」を「平成二十四年」に改め、同条の表中「三千九百五十四万三千円」を「三千五百二十七万円」に改める。

第二条中「平成二十三年」を「平成二十四年」に改め、同条の表中「三千五百四十四万六千円」を「三千四百八十八万五千円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省・環境省令第一号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第十六条第二項及び第七十八条第一項の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月三十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

環境大臣　細野　豪志

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「使用済自動車から鉛蓄電池」の下に「、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池」を加える。

第七十六条第二項第二号中「その他船舶」を「その他の船舶」に改め、「書類」の下に「又は航空機による当該自動車の運送の契約に関する書類」を